

妊婦健康診査受診票について



妊娠おめでとうございます。

美濃加茂市では、母子健康手帳交付と共に「妊婦健康診査受診票」という綴り（補助券14枚）をお渡ししています。これは、美濃加茂市に住民票があり、妊婦健診を受診される方にお使いいただくものです。妊婦健診受診時に医療機関（岐阜県医師会加入）に提出していただくと、指定する検査項目について公費で受診できます。無くさないよう大切にお持ちください。

◎受診票は分娩日まで、本人に限り有効です。

◎受診票は必ず持参し、その都度医療機関の窓口に提出してください。

◎美濃加茂市を転出されますと、この受診票は使用できません。

残りの受診票を転出先の市町村保健センター等で交換してください。

◎助産所または岐阜県外の医療機関では、医療機関で一時立替払いをしてください。

申請書に必要事項を記入し、受診結果が記入された受診票、領収書、明細書を添えて、受診後1年以内に健康課窓口申請してください。市で定めた費用を助成します。

(岐阜県内の病院でも立替払の病院がありますので健診を受ける病院に確認してください)

産婦健康診査受診票兼結果票について



母子健康手帳交付と共に「産婦健康診査受診票兼結果票」（補助券2枚・クリーム色の紙）をお渡します。これは美濃加茂市に住民票があり、出産後間もない時期に行う、産婦健康診査をされる方にお使いいただくものです。産婦健康診査時に医療機関（岐阜県医師会加入）に提出していただくと、指定する健診について 1回5,000円、最大2回まで公費で検査できます。5,000円を超えた費用は自己負担となります。無くさないよう大切にお持ちください。

◎受診票は産後2週間及び産後1か月に行われる産婦健康診査の2回に使用でき、本人に限り有効です。

◎産婦健康診査の回数は、医療機関や産後の母体の体調により異なる場合があります。

◎受診票は必ず持参し、医療機関の窓口に提出してください。

◎美濃加茂市を転出されますと、この受診票は使用できません。

転出先の市町村保健センター等で交換してください。

◎岐阜県外の医療機関で産婦健康診査を行った場合は、医療機関で一時立替払いをしてください。

健診後6ヶ月年以内に健康課窓口申請書に必要書類（母子健康手帳、産婦健康診査結果票、領収書（原本）、明細書、通帳など）を持参して、申請してください。市で定めた費用を助成します。

(岐阜県内の病院でも立替払の病院がありますので健診を受ける病院に確認してください)

美濃加茂市健康課 母子保健係 TEL (0574) 25-4145

先天性代謝異常等の検査について



《先天性代謝異常検査とは?》

先天性代謝異常検査等は生後4日～6日の赤ちゃんを対象とした検査です。見かけは元気でも生まれつき病気をもっていることがあります。病気の中には早く見つけて治療を始めることにより障がいなどの発生を防ぐことができるものがあります。そのような病気の症状が出る前にみつけ、すぐに効果的な治療を始めるための大切な検査です。

《申込み方法》

検査申込み書に必要事項を記入し、押印のうえ、医療機関に提出してください。

《検査方法・結果説明》

赤ちゃんが生まれた医療機関で、生後4～6日に赤ちゃんの足の裏からごく少量の血液を採って行います。

検査結果は主治医から説明を受けてください。(説明方法や時期は医療機関によって異なります)

検査結果によっては、もう一度検査が必要な場合があります。その際は、主治医の指示に従って速やかに再検査を受けましょう。

《検査費用は?》

岐阜県が負担しますが、採血および検体送付にかかる費用は保護者負担です。

詳細は、出産予定医療機関や岐阜県保健医療課へお尋ねください。



新生児聴覚検査受診票兼結果票の交付について

母子健康手帳交付と共に「新生児聴覚検査受診票兼結果票」(補助券1枚・黄緑色の紙)をお渡しします。これは美濃加茂市に住民票があり、出産された時に、新生児聴覚検査(自動ABR検査のみ)をされる方にお使いいただくものです。新生児聴覚検査時に医療機関(岐阜県医師会加入)に提出していただくと、指定する検査について3,000円まで公費で検査できます。3,000円を超えた費用は自己負担となります。無くさないよう大切にお持ちください。

◎受診票は新生児の入院中又は外来(生後6ヶ月まで)の初回検査で本人に限り有効です。

◎受診票は必ず持参し、医療機関の窓口提出してください。

◎美濃加茂市を転出されますと、この受診票は使用できません。

転出先の市町村保健センター等で交換してください。

◎OAE 検査を行った場合または岐阜県外の医療機関で聴覚検査を行った場合は、医療機関で一時立替払い

してください。

検査後6ヶ月以内に健康課窓口申請書に必要書類(母子健康手帳、聴覚検査結果票、領収書(原本)、明細書、通帳など)を持参して、申請してください。市で定めた費用を助成します。

(岐阜県内の病院でも立替払の病院がありますので健診を受ける病院に確認してください)

